

九州大学における性の多様性に関する基本方針 と対応ガイドライン

(令和4年4月版)

I 基本方針

九州大学は、明治44年（1911年）の創設以来、創造性と多様性を尊重し、自由闊達な学風に基づく知の探究を推進してきました。

九州大学は、人間の尊厳を守り、生命を尊重することを『教育憲章』において、また、開かれた大学と、人類の未来を託するに足る人材の養成を『学術憲章』において定めています。そして、2011年の創立百周年には、「常に未来の課題に挑戦する活力に満ちた最高水準の研究・教育拠点となる」という基本理念を掲げ、2021年11月の指定国立大学法人の指定を契機に、多様な「知」と「人材」を結集し、新たな価値創造の基盤となる研究とイノベーションの創出を牽引し、「総合知で社会変革を牽引する大学」となることを目指す「Kyushu University VISION 2030」を策定しました。

これらの理念及びビジョンに照らし、九州大学は、様々な個性を持つ学生及び教職員すべてが尊重され、誰もが自分らしく過ごせるキャンパスを確保する責任があると考えています。

人間の性は多様であることを理解し、性別、性的指向や性自認等にかかわらず、すべての学生及び教職員が、その個性と能力とを十分に発揮できる環境の実現のため、九州大学は以下の基本方針を掲げます。

人間の性は多様であることを理解し、性別、性的指向や性自認等に関する

- (1) 差別やハラスメントを禁止します。
- (2) 自己決定を尊重します。
- (3) 修学・サービスの妨げとなっている心理的・物理的な障壁を取り除きます。
- (4) 学生及び教職員への理解を促進します。

Ⅱ 性の多様性に関する基本知識

1. LGBTs

LGBT は、Lesbian（レズビアン：女性同性愛者）、Gay（ゲイ：男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル：恋愛や性愛の対象が男性でも女性でもありうる人）、Transgender（トランスジェンダー※：身体的な性別と自分が認識する性別が同じでない人）の頭文字をとった、セクシュアル・マイノリティの総称のひとつです。

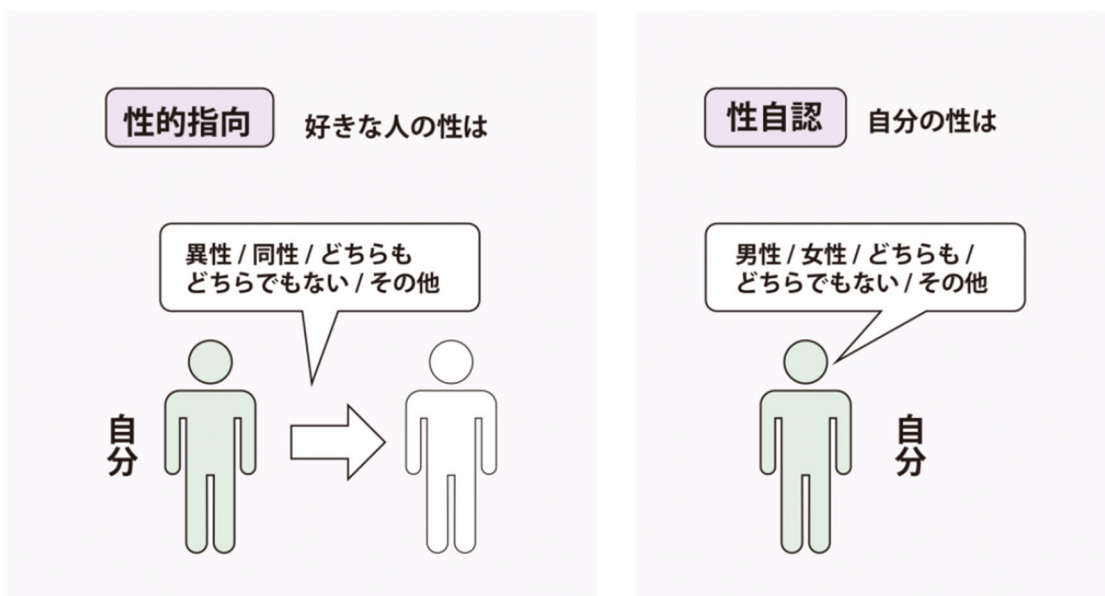
セクシュアル・マイノリティには、他にも、Intersex（インターセックス／；性分化疾患：身体的に男女の性別に分けることができない人）や、LGBT という 4 つのカテゴリーに振り分けられない人も多くいるため、最後に「s」を加えて、LGBTs と呼ばれることが増えてきました。

※トランスジェンダーは、「性同一性障害」や「性別違和」と言われることもありますが、世界保健機関（WHO）は「精神及び行動の障害」ではなく「性の健康に関連する状態」の一つと認定しています。

2. 性的指向と性自認

性的指向は、恋愛や性愛の対象がどの性に向いているかを、性自認は、自分が認識している自分の性別を指します。LGBTs に関して言えば、性的指向は主に LGB に関すること、性自認は主に T に関することと言えます。しかし、性的指向や性自認は、LGBTs に限らず、他のあらゆる人にも関わることです。

性的指向や性自認は、先天的なものや後天的なものが複雑にかけ合わさって決まります。人間の性が本来的に多様であることに由来するもので、人権として尊重されるべきものです。



3. カミングアウト

(1) カミングアウトの難しさ

LGBTsの人たちにとって、自らがLGBTsであるとカミングアウト（公言）するのは容易なことではありません。カミングアウトは、人間関係や社会的立場を一変させる可能性のあるものだからです。当事者は、生まれた時から自分がLGBTsと認知しているわけではなく、日頃の違和感が積み重なって自分自身をそのような存在として受け入れるため、カミングアウトは重大な決断となります。一方、カミングアウトをされる側にとっても、それは重大な出来事かもしれません。性に対する価値観は多様であるため、すんなり受け入れることができる人もいれば、そうでない人もいるからです。

(2) カミングアウトをする際には

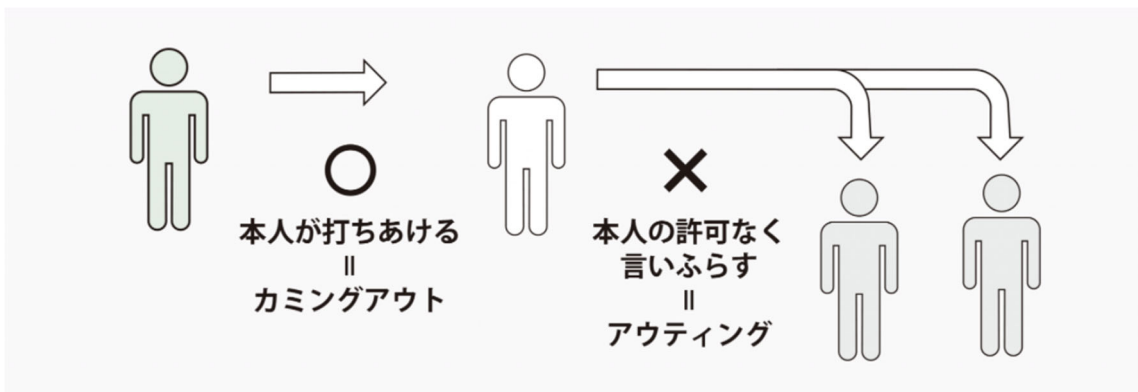
カミングアウトには様々なリスクが伴います。カミングアウトすべきかどうか迷っている時、そもそも自分はLGBTsかどうかわからない時には、複数の信頼のおける専門家や支援機関などにアドバイスを求めることを推奨します（IV. 相談窓口参照）。カミングアウトに関する書籍を読むのも有益です。カミングアウトをする際には、信頼のおける周囲の人から少しずつ、自分に合ったペースで行うのがよいとされています。

(3) カミングアウトされたら

落ち着いて、じっくり相手の話を聞くことが大切です。無理にわかったふりをせず、ゆっくり考えさせて欲しいと言ったり、必要な説明を求めたりすることも大切です。ただし、相手がカミングアウトしたことを尊重しない言動は控えるようにしましょう。

4. アウティング

カミングアウトされたことやその内容を本人の意に反して第三者に伝えることを、アウティングといいます。カミングアウトされると、聞かされた側もどう受け止めていいかわからなくなり、他の誰かに話したくなることがあります。しかし、アウティングは当事者に多大な精神的苦痛を与えるものです。自分ひとりで抱えきれなくなった場合は、カミングアウトした本人に誰と話をしたらよいかを尋ねるか、専門家に相談するようにしてください（IV. 相談窓口参照）。



Ⅲ. 九州大学における支援体制

1. 学生編

(1) 氏名と性別の情報とその取り扱い

①通称名の使用

本学における学生の氏名は、学籍簿上の表記に基づき学内で取り扱われ、学籍簿上の表記は本名（戸籍上の氏名）を原則とします。自認する性に基づく通称名の使用を希望する場合は、所定の手続の上で使用することができますので、学生担当窓口にご相談ください。

【相談窓口】

- ・各部局（学部・大学院など）学生担当窓口（担当係）

URL : http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/contact/student_section/

- ・キャンパスライフ・健康支援センター（健康相談室）Tel : 092-802-5881

②名簿における性別の記載

不特定多数の学生や教職員に公表される名簿等については、原則として性別欄を削除しています。性別も要配慮個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律）の一要素になり得ることから、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されることのないよう留意しています。

③書類や証明書等に関する性別情報の取り扱い

現在の書類や証明書等での性別の記載は、下記のようになっています。性別記載のある書類において、自認する性に基づく性別の使用を希望する場合は、相談窓口にご相談ください。可能な範囲での対応を検討しますが、希望に添えないこともありますのであらかじめご了承ください。今後、各書類での性別の記載が必要かどうかを検討し、改善していきます。

■大学に提出する主な書類等の性別記載（令和4年4月時点）

<性別記載のないもの>

入学科・授業料免除申請書、合宿・遠征届、バイク入構届、九大履歴書（就職活動用）、公認団体部員名簿

<性別記載のあるもの>

通学証明書（定期券申込書）、伊都キャンパス学生寄宿舎入居申請書

■大学が発行する主な証明書等の性別記載（令和4年4月時点）

<性別記載のないもの>

学生証、在学証明書、成績証明書、卒業（修了）見込証明書、学位記、学割証

<性別記載のあるもの>

健康診断証明書（性別記載について相談できます。）

【相談窓口】

- ・各部局（学部・大学院など）学生担当窓口（担当係）

URL：http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/contact/student_section/

（２）在学中のサポート体制

本学では、学生生活のさまざまな場面において性的指向や性自認等に配慮し、個人の能力が存分に発揮できる教育環境の整備に取り組むとともに、理解を深めるための啓発活動を積極的に実施しています。以下に記すこと等で相談がある場合は、相談窓口にご相談ください。

- ①授業：更衣室の使用、宿泊を伴う学外実習、グループ分けなど。（学生担当窓口）
- ②就職活動：インターンシップや、就職活動時、就職後の不安、キャリアに関わる相談など。（学生担当窓口）
- ③留学プログラム：留学プログラムでの配慮など。（国際部留学課国際学生交流係、各留学プログラム担当）
- ④学生生活：学生寄宿舎、課外活動、サークル、入学式・学位記授与式等の式典での身なりなど。（学生担当窓口）
- ⑤健康診断：可能な範囲で個別対応しますので、事前にご相談ください。（キャンパスライフ・健康支援センター（健康相談室））

【相談窓口】

- ・各部局（学部・大学院など）学生担当窓口（担当係）

URL：http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/contact/student_section/

- ・キャンパスライフ・健康支援センター（健康相談室）Tel：092-802-5881

2. 教職員編

（１）氏名と性別の情報とその取り扱い

①通称名の使用

本学における教職員の氏名は、戸籍上の氏名を原則としますが、法令等により制限されている場合を除き、所定の手続の上で、通称名を使用することができますので、所属部局の人事担当係にご相談ください。

②名簿における性別の記載

不特定多数の学生や教職員に公表される名簿等については、原則として性別欄を削除しています。性別も要配慮個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律）の一要素になり得ることから、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されることのないよう留意しています。

（２）教職員の福利厚生等

九州大学では、以下の通り、パートナー（性別にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行う関係にある者をいいます。）がいる職員

が、配偶者がいる職員と同様の福利厚生等（国及び文部科学省共済組合の制度を除く。）を受けることができます。

区分	適用制度	備考
休暇関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚休暇 ・ 配偶者の出産のための休暇 ・ 配偶者の出産に伴う子の養育休暇 ・ 子の看護休暇 ・ 介護休暇 ・ 忌引休暇、追悼休暇 	
休業関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業、育児部分休業 ・ 介護休業、介護部分休業 ・ 配偶者同行休業 	
勤務制限/ 免除	育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限及び深夜勤務免除	
諸手当関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養手当 ・ 住居手当 ・ 単身赴任手当 	事実確認の証明書類の提出が必要 ※住居手当は、単身赴任手当を支給されている教職員で、パートナーが居住するための住居を借り受けている場合も支給対象とする。
旅費関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赴任旅費（扶養親族移転料） 	事実確認の証明書類の提出が必要
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者帯同雇用 	

諸手当等の認定については、事実確認の証明書類の提出が必要になりますので、次の書類の原本又は写しのいずれかを所属部局の人事担当係に提出してください。

①地方地自体における「パートナーシップ証明書」等、パートナーを証明する書類

②諸外国でパートナーシップ契約を結んでいることが確認できる書類

③次に掲げる書類の全部

- ・ 相互に相手方を任意後見受任者とする任意後見契約に係る公正証書の正本又は謄本
- ・ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（パートナーと同居していることが確認できるもの。）
- ・ 独身であることの証明書（3か月以内に発行された独身証明書、戸籍抄本等）

3. 施設の整備状況

(1) 多目的トイレ（だれでもトイレ）

本学には、誰でも使用できる多目的トイレが設置されています。学内の多目的トイレの場所は、九州大学のホームページで確認できます。

URL : <http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/campus>

(2) 更衣室・ロッカー

施設、設備の状況により必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、可能な範囲で個別対応しますので、事前にご相談ください。

IV. 相談窓口

1. 学内相談窓口

本学では、LGBTs に関する相談窓口を以下のとおり設置しています。

現状では、対応可能な内容は個別の状況や大学側の事情にもよるため、必ずしも希望に添えない場合もありますが、まずはお気軽にご相談ください。相談内容によっては、必要に応じて他の相談窓口と連携して対応します。その際にも、プライバシーは守られますので、安心してご相談ください。

(1) 学生向け

■何でも相談窓口

- 伊都地区センターゾーン（学務部学生支援課内）Tel：092-802-5915
- 伊都地区ウエストゾーン（工学部等教務課内）Tel：092-802-3892
- 病院地区（医系学部等学務課内）Tel：092-642-6532
- 大橋地区（芸術工学部学務課内）Tel：092-553-4586
- 筑紫地区（筑紫地区教務課内）Tel：092-583-7513

■各部局（学部・大学院など）学生担当窓口（担当係）

URL：http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/contact/student_section/

(2) 教職員向け

■各部局人事担当係（通称名使用、福利厚生等の手続について）

■人事部人事企画課 Tel：092-802-2230（相談について）

(3) 共通

■キャンパスライフ・健康支援センター

- 伊都地区センターゾーン Tel：092-802-5881（ビッグさんど2階）
 - ・健康相談室（健康相談、定期健康診断、応急処置など）
 - ・学生相談室（カウンセリング、履修や修学相談など）
 - ・コーディネーター室（どこに相談したら良いか分からない場合、保護者からの相談など）

E-mail：kucr@chc.kyushu-u.ac.jp
- ・インクルージョン支援推進室（障害のある学生のための修学支援、合理的配慮など）
Tel：092-802-5859（センター1号館1階）
E-mail：inclusion@chc.kyushu-u.ac.jp
- 伊都地区ウエストゾーン分室 Tel：092-802-3297
- 大橋分室 Tel：092-553-4581
- 病院分室 Tel：092-642-6889
- 筑紫分室 Tel：092-583-8431

■ハラスメント相談室（各地区ハラスメント相談員）

Tel：092-802-6091（センター6号館2階）E-mail：syjsoudan@jimu.kyushu-u.ac.jp

2. 学外の相談窓口

大学外でも、LGBTs の専門家や自助グループなどが相談や支援を行なっていますので紹介します。

■公的機関

福岡県弁護士会 LGBT 無料電話法律相談(毎月第2木曜日・第4土曜日 12:00～16:00)
Tel : 070-7655-1698

みんなの人権 110 番 (法務省 福岡法務局) (月～金曜日 8:30～17:15)
Tel : 0570-003-110

福岡市人権啓発センター (ココロンセンター) (月～金曜日(祝日・休館日除く。10:00～12:00, 13:00～17:00) Tel : 092-717-1247 (人権啓発相談室)